

第五章 児童デイサービス

第一節 基本方針

第九十六条 児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下、指定児童デイサービスという。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十七条 指定児童デイサービスの事業を行う者(以下「指定児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、指定児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上
ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 指定児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 前項の指定児童デイサービスの単位は、指定児童デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。(準用)

第九十八条 第六条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十九条 指定児童デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第一百条 指定児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(利用者負担額等の受領)

第一百一条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)から当該指定児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該支給決定保護者から受けることができる。

4 指定児童デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得なければならない。

(指定児童デイサービスの基本取扱方針)

第一百二条 指定児童デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に提供されなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定児童デイサービスの具体的取扱方針)

第一百三条 指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童デイサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定児童デイサービスの提供に当たっては、第七十七条において準用する第五十八条第一項に規定する児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行うこと。

二 指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定児童デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもつてサービスの提供を行うこと。

四 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整えること。

(運営規程)

第一百四条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童デイサービスの内容及び支給決定保護者から受領する費用及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第一百五条 指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第一百六条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。